

議案第 25 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) パートタイム会計年度任用職員（任用期間が 1 月に満たない会計年度任用職員その他任命権者が定める会計年度任用職員（以下「日々雇用会計年度任用職員等」という。）を除く。） 勤務した月の当月 21 日

第 32 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 日々雇用会計年度任用職員等 勤務した月の翌月 21 日

別表第 1 中

「

94	294,900	342,600					
95	295,200	343,100					
96	295,600	343,500					
97	295,800	343,700					
98	296,100	344,100					
99	296,500	344,500					
100	296,900	344,800					
101	297,100	345,100					

」

を

「

94	294,900	342,600	381,500				
95	295,200	343,100	381,900				
96	295,600	343,500	382,300				
97	295,800	343,700	382,600				
98	296,100	344,100	383,100				
99	296,500	344,500	383,500				
100	296,900	344,800	383,900				
101	297,100	345,100	384,200				

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定 令和4年4月1日

(2) 第32条の改正規定及び次項の規定 令和4年10月1日

(適用区分)

2 改正後の第32条の規定は、令和4年10月に勤務したパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について適用し、同年9月に勤務したパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給については、なお従前の例による。